二　第百二十条第一項第四号、第六号若しくは第八号又は第百二十三条第二項第一号若しくは第五号から第八号まで（確定損失申告）に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となる場合

第百五十三条の二第二項中「第六十条の二第六項各号」を「同項各号」に、「第六十条の二第八項」を「同条第八項」に改め、同条第三項中「第六十条の二第六項各号」を「同項各号」に改める。

第百五十三条の三第一項中「確定申告書又は決定に係る国税通則法第十九条第一項（修正申告）に規定する課税標準等又は税額等が過大である」を「年分の所得税につき前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなる」に改める。

第百五十三条の四第一項中「つき同条第六項本文」を「つき、同条第六項本文」に、「）又は」を「）若しくは」に改め、「あつたこと」の下に「又は第百五十一条の六第一項（遺産分割等があつた場合の修正申告の特例）の規定による修正申告書の提出若しくは次条の規定による更正の請求に基づく更正があつたこと」を加え、「確定申告書又は決定に係る国税通則法第十九条第一項（修正申告）に規定する課税標準等又は税額等が過大」を「所得税につき第百五十三条の二第一項各号（国外転出をした者が帰国をした場合等の更正の請求の特例）に掲げる場合に該当することとなる」に、「当該各号」を「次の各号」に改め、同項第一号中「つき」の下に「第百五十一条の二第一項（国外転出をした場合等の修正申告の特例）の規定による修正申告書を提出した日又は」を加え、「（国外転出をした者が帰国をした場合等の更正の請求の特例）」を削り、同項第二号中「により」を「があつたこと又は同項本文の規定が適用されないこととなつたことにより」に、「前条第一項」を「第百五十一条の三第一項（非居住者である受贈者等が帰国をした場合等の修正申告の特例）若しくは第百五十一条の六第一項の規定による修正申告書を提出した日又は前条第一項若しくは次条」に改め、同条第二項中「同条第六項本文又は」を「、同条第六項本文若しくは」に改め、「あつたこと」の下に「又は第百五十一条の六第一項の規定による修正申告書の提出若しくは次条の規定による更正の請求に基づく更正があつたこと」を加え、「確定申告書又は決定に係る国税通則法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等が過大」を「所得税につき第百五十三条の二第一項各号に掲げる場合に該当すること」に、「当該各号」を「次の各号」に改め、同項第一号中「つき」の下に「第百五十一条の二第一項の規定による修正申告書を提出した日又は」を加え、同項第二号中「により」を「があつたこと又は同項本文の規定が適用されないこととなつたことにより」に、「前条第一項」を「第百五十一条の三第一項若しくは第百五十一条の六第一項の規定による修正申告書を提出した日又は前条第一項若しくは次条」に改める。

第百五十三条の五中「をした日」を「の日」に、「確定申告書に係る国税通則法第十九条第一項（修正申告）に規定する税額等（当該税額等につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の税額等）が過大である」を「年分の所得税につき第百五十三条の二第一項第一号（国外転出をした者が帰国をした場合等の更正の請求の特例）に掲げる場合に該当することとなる」に改め、第二編第七章中同条を第百五十三条の六とする。

第百五十三条の四の次に次の一条を加える。

（遺産分割等があつた場合の更正の請求の特例）

第百五十三条の五　相続の開始の日の属する年分の所得税につき第六十条の三第一項から第三項まで（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）の規定の適用を受けた居住者について生じた第百五十一条の六第一項（遺産分割等があつた場合の修正申告の特例）に規定する遺産分割等の事由により、非居住者に移転した相続又は遺贈に係る同項に規定する対象資産が減少し、又は増加したことに基因して、当該居住者の当該相続の開始の日の属する年分の所得税につき第百五十三条の二第一項各号（国外転出をした者が帰国をした場合等の更正の請求の特例）に掲げる場合に該当することとなるときは、その相続人は、当該遺産分割等の事由が生じた日から四月以内に、税務署長に対し、更正の請求をすることができる。

第百六十一条第一項第四号中「（明治二十九年法律第八十九号）」を削る。

第百六十五条の六第四項第七号中「政令で定める利子を除き、」を削り、同条第七項中「第九十五条第十一項及び第十二項」を「第九十五条第十項及び第十一項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に改める。

第百六十六条中「前編第五章」の下に「及び第六章」を加え、「源泉徴収票」を「交付される源泉徴収票」に改め、「を行う居住者」を削り、「を国内において行う非居住者」を「（第百六十四条第一項各号（非居住者に対する課税の方法）に定める国内源泉所得に係るものに限る。）」に改め、「を行なう」を削り、「を国内において行う」を「（第百六十四条第一項各号（非居住者に対する課税の方法）に定める国内源泉所得に係るものに限る。）」に、「申請）中「業務を開始した」を「申請）中「業務を開始した場合」に、「を国内において開始した」と、」を「（第百六十四条第一項各号（非居住者に対する課税の方法）に定める国内源泉所得に係るものに限る。）を開始した場合」と、」に、「場合）中「業務を開始した」を「場合）中「業務」に、「を国内において開始した」と読み替える」を「（第百六十四条第一項各号（非居住者に対する課税の方法）に定める国内源泉所得に係るものに限る。）」と読み替える」に改める。

第三編第二章第二節第二款の二を削る。

第百九十五条の二第一項第三号中「個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）並びに」を削る。

第百九十八条に次の一項を加える。

6　給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書（以下この項において「扶養控除等申告書」という。）の提出を受ける給与等の支払者が、財務省令で定めるところにより、当該扶養控除等申告書に記載されるべき控除対象配偶者、控除対象扶養親族その他財務省令で定める者（以下この項において「控除対象配偶者等」という。）の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該扶養控除等申告書の提出の前に、当該控除対象配偶者等に係る給与等の支払を受ける居住者から次に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、その給与等の支払を受ける者は、第百九十四条第一項及び第百九十五条第一項の規定にかかわらず、当該給与等の支払者に提出する扶養控除等申告書には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該扶養控除等申告書に記載されるべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている控除対象配偶者等の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

一　扶養控除等申告書

二　退職所得の受給に関する申告書

三　公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

第二百三条の五中第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9　第一項の規定による申告書の提出を受ける公的年金等の支払者が、財務省令で定めるところにより、当該申告書に記載されるべき控除対象配偶者、控除対象扶養親族その他財務省令で定める者（以下この項において「控除対象配偶者等」という。）の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該申告書の提出の前に、当該控除対象配偶者等に係る第一項の居住者から第百九十八条第六項各号に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、その居住者は、第一項の規定にかかわらず、当該公的年金等の支払者に提出する同項の規定による申告書には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該申告書に記載されるべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている控除対象配偶者等の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

第二百二十四条第一項中「）を有しない者」の下に「その他政令で定める者」を加え、「（平成十四年法律第百五十三号）」を削る。